

## IC 証票乗車券取扱規則新旧対照表

現行	改定
<p>【用語の意義】 第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)「当社線」とは、当社の<b>経営する鉄道線</b>をいう。 以下省略</p> <p>【チャージ】 第17条 旅客は、IC 証票を以下の各号によりチャージすることができる。 (1)ポストペイ機能をもつ IC 証票にあっては、当社の改札機を使用して入場する際に IC 証票の SF 残額が一定の金額以下であった場合に、SF の価値を自動的に積み増すこと(以下、「オートチャージ」という。)ができる。ただし、オートチャージは、IC 証票発行者もしくは<b>任意の駅</b>に予め申し込むことにより利用可能となる。</p> <p>【不正使用等に対する旅客運賃、増運賃の收受等】 第24条 前条の規定に該当する場合は、旅客の乗車駅からの乗車区間に対する片道普通旅客運賃とその2倍に相当する額の増運賃とをあわせて收受する。 2 前項の規定により、旅客運賃、増運賃を收受する場合において、乗車駅が判明しない場合は、営業規則第<b>78</b>条の規定を準用して計算する。</p> <p>【発売】 第40条 省略 2 前項の規定にかかわらず、身体障害者、知的障害者等運賃割引規程第5条に規定する定期券ならびに定期券の一括発売は発売しない。</p> <p>【運賃の收受】 第42条 券面表示の有効期間内であって、券面表示区間外を乗車する場合は、当該乗車区間は、営業規則第<b>75</b>条第2項に定める別途乗車として取り扱い、別途乗車区間の片道普通運賃相当額を收受する。この場合、小児用 IC 定期券にあっては小児の片道普通運賃相当額を、その他の IC 定期券にあっては、大人の片道普通運賃相当額を收受する。</p> <p>【IC 定期券の不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の收受等】 第46条 前条の規定により、IC 定期券を無効とした場合は、当該旅客から営業規則第<b>79</b>条を準用し、普通旅客運賃と増運賃とをあわせて收受する。</p>	<p>【用語の意義】 第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)「当社線」とは、当社<b>南北線</b>をいう。 以下省略</p> <p>【チャージ】 第17条 旅客は、IC 証票を以下の各号によりチャージすることができる。 (1)ポストペイ機能をもつ IC 証票にあっては、当社の改札機を使用して入場する際に IC 証票の SF 残額が一定の金額以下であった場合に、SF の価値を自動的に積み増すこと(以下、「オートチャージ」という。)ができる。ただし、オートチャージは、IC 証票発行者もしくは<b>千里中央駅</b>に予め申し込むことにより利用可能となる。</p> <p>【不正使用等に対する旅客運賃、増運賃の收受等】 第24条 前条の規定に該当する場合は、旅客の乗車駅からの乗車区間に対する片道普通旅客運賃とその2倍に相当する額の増運賃とをあわせて收受する。 2 前項の規定により、旅客運賃、増運賃を收受する場合において、乗車駅が判明しない場合は、営業規則第<b>74</b>条の規定を準用して計算する。</p> <p>【発売】 第40条 省略 2 前項の規定にかかわらず、身体障害者・知的障害者・<b>精神障害者</b>等運賃割引規程第5条に規定する定期券ならびに定期券の一括発売は発売しない。</p> <p>【運賃の收受】 第42条 券面表示の有効期間内であって、券面表示区間外を乗車する場合は、当該乗車区間は、営業規則第<b>71</b>条第2項に定める別途乗車として取り扱い、別途乗車区間の片道普通運賃相当額を收受する。この場合、小児用 IC 定期券にあっては小児の片道普通運賃相当額を、その他の IC 定期券にあっては、大人の片道普通運賃相当額を收受する。</p> <p>【IC 定期券の不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の收受等】 第46条 前条の規定により、IC 定期券を無効とした場合は、当該旅客から営業規則第<b>75</b>条を準用し、普通旅客運賃と増運賃とをあわせて收受する。</p>

現行	改定
<p>【IC 定期券の障害再発行】</p> <p>第 49 条 IC 定期券の破損等によって IC 定期券の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合、その原因が故意と認められる場合を除き、別に定める申込書を任意の駅に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限って当該 IC 定期券の障害再発行を行う場合がある。</p> <p>【IC 定期券の払戻し】</p> <p>第 50 条 省略</p> <p>(2)券面表示の有効期間開始後で有効期間中に払戻しの請求があった場合には、営業規則第 86 条、第 88 条、第 89 条を準用する。</p> <p>【列車の運行不能の場合の取扱い方】</p> <p>第 52 条 券面表示が有効期間内の IC 定期乗車券を所持し券面表示区間内を乗車する旅客が、列車が運行不能となった場合は、営業規則第 100 条に定める定期券の取扱いによるほか、IC 定期乗車券の券面表示区間外を乗車する場合又は券面表示の有効期間開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降に乗車する場合は第 26 条の規定に準じて取り扱う。</p>	<p>【IC 定期券の障害再発行】</p> <p>第 49 条 IC 定期券の破損等によって IC 定期券の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合、その原因が故意と認められる場合を除き、別に定める申込書を千里中央駅に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限って当該 IC 定期券の障害再発行を行う場合がある。</p> <p>【IC 定期券の払戻し】</p> <p>第 50 条 省略</p> <p>(2)券面表示の有効期間開始後で有効期間中に払戻しの請求があった場合には、営業規則第 82 条、第 84 条、第 85 条を準用する。</p> <p>【列車の運行不能の場合の取扱い方】</p> <p>第 52 条 券面表示が有効期間内の IC 定期乗車券を所持し券面表示区間内を乗車する旅客が、列車が運行不能となった場合は、営業規則第 96 条に定める定期券の取扱いによるほか、IC 定期乗車券の券面表示区間外を乗車する場合又は券面表示の有効期間開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降に乗車する場合は第 26 条の規定に準じて取り扱う。</p>